

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする陳述者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述者	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 30 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 22 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 5 月 28 日 午前 9 時 30 分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 6 月 10 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7 年 4 月 30 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	12,010,000 9,608,000	一括	2,410,000	82,539	20,923
1	80,000				
2	2,740,000				
3	9,190,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580番132 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 8.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580番133 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 77.96平方メートル |
| 3 | 所 在 | 門真市幸福町580番地133 |
| | 家屋 番号 | 580番133 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 29.16平方メートル
2階 38.88平方メートル
3階 32.40平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月28日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 門真市幸福町
 地 番 580番132
 地 目 公衆用道路
 地 積 8.94平方メートル

- 2 所 在 門真市幸福町
 地 番 580番133
 地 目 宅地
 地 積 77.96平方メートル

- 3 所 在 門真市幸福町580番地133
 家屋 番号 580番133
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき3階建
 床 面 積 1階 29.16平方メートル
 2階 38.88平方メートル
 3階 32.40平方メートル



令和 6年(ケ)第 560号
令和 7年 1月 21日受理
令和 年 月 日提出
7.2.13

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580 番 132 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 8.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580 番 133 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 77.96 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 門真市幸福町 580 番地 133 |
| | 家屋 番号 | 580 番 133 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 29.16 平方メートル
2 階 38.88 平方メートル
3 階 32.40 平方メートル |



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	門真市幸福町1番26号		
土地	物件1、物件2		
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☒ 公衆用道路(物件1) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件2上に下記建物を所有し、占有し、物件1は公衆用道路として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の姓（ローマ字）
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 物件1は公衆用道路として使用され、物件2は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路ではない。
- (4) 物件2上には、タイヤや建築資材などの動産が存在した。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産が存在するが、以下の理由で空き家と思料される。
- ア 郵便受けが郵便物で満杯になっていること
- イ 電気メーターが無計量であること
- ウ ガスが閉栓されていること
- エ 便器に水が溜まっていなかったこと
- (4) 目的建物の壁や建具には、落書きやシールが貼られている部分が多数存在した。また、2階から3階に上がる階段の壁には亀裂があった。さらに、玄関ドアは歪んでいるためであるのか、その原因は不明であるが、開けるために力を要する。
- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

当職は令和7年1月22日、目的建物を訪問し、占有者宛の照会書を投函したが、回答がない。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年1月21日 17:10-17:20	中之島図書館	物件確認
7年1月22日 11:05-11:25	門真市役所	道路等調査
7年1月22日 11:30-11:45	物件所在地	物件及び占有確認
7年1月23日 9:00-9:15	大阪法務局本局	公図等調査
7年2月5日 8:40-9:10	物件所在地	解錠による立入調査（評価人帯同）
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年 2月 5日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

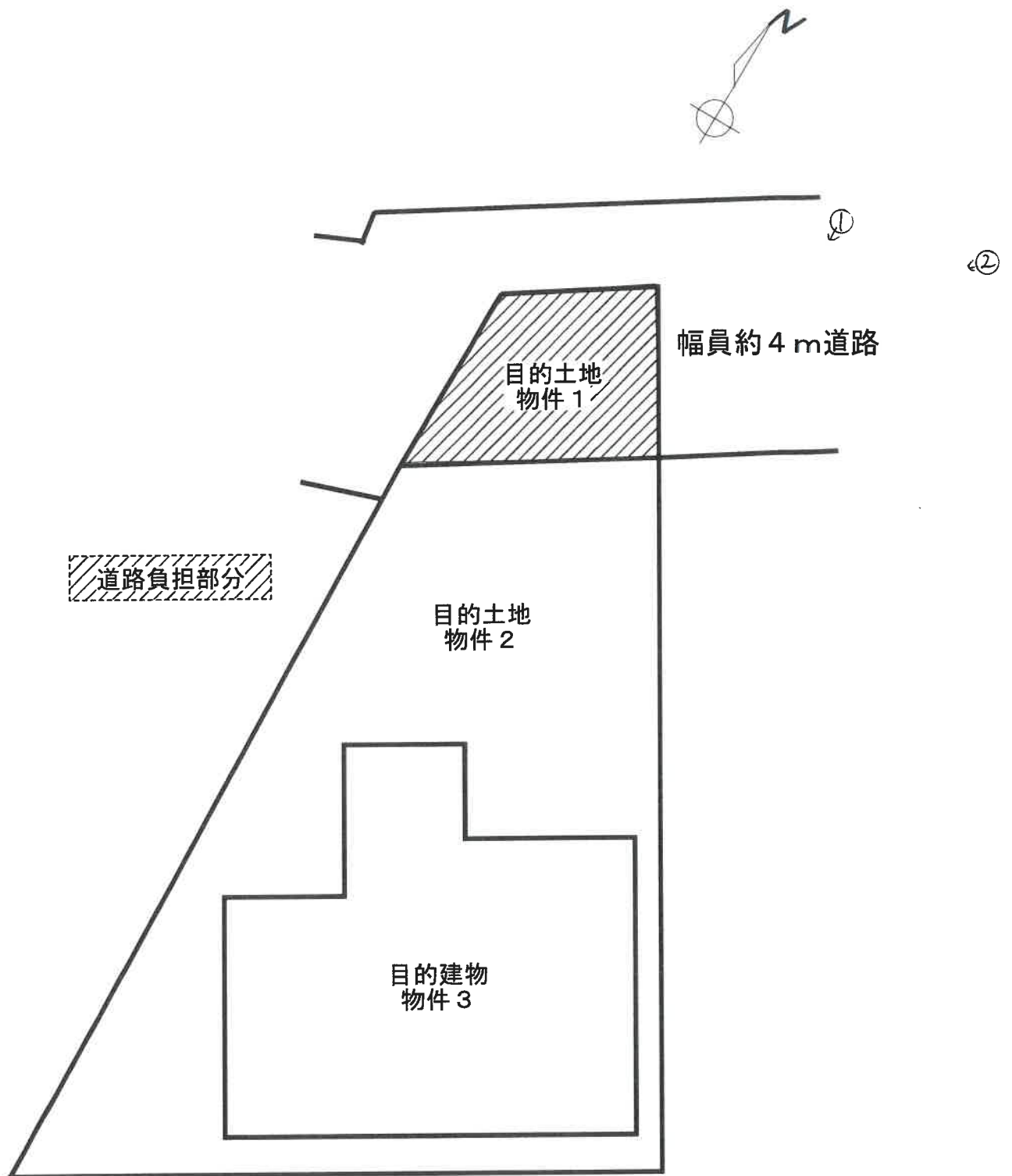
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

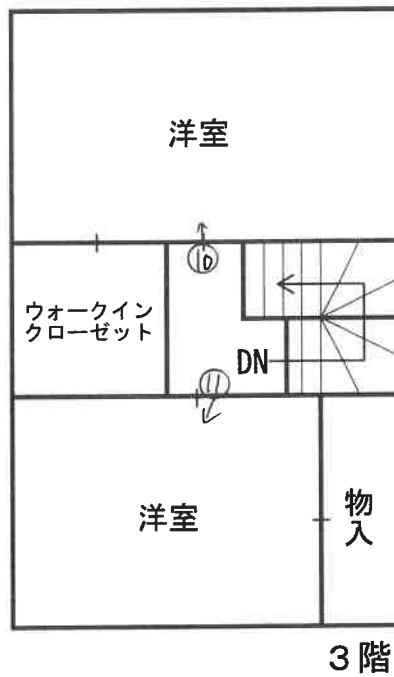
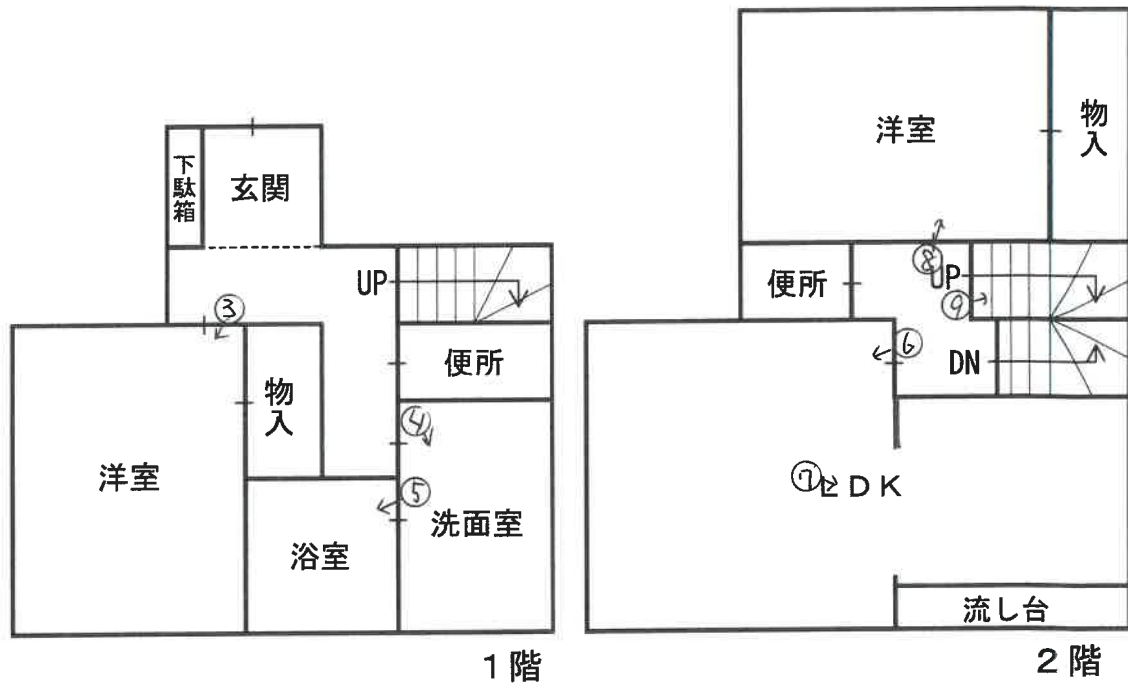
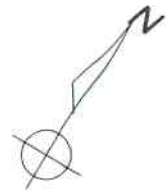
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図



間取略図



① 目的建物



② 物件 1



(2 枚目)

③

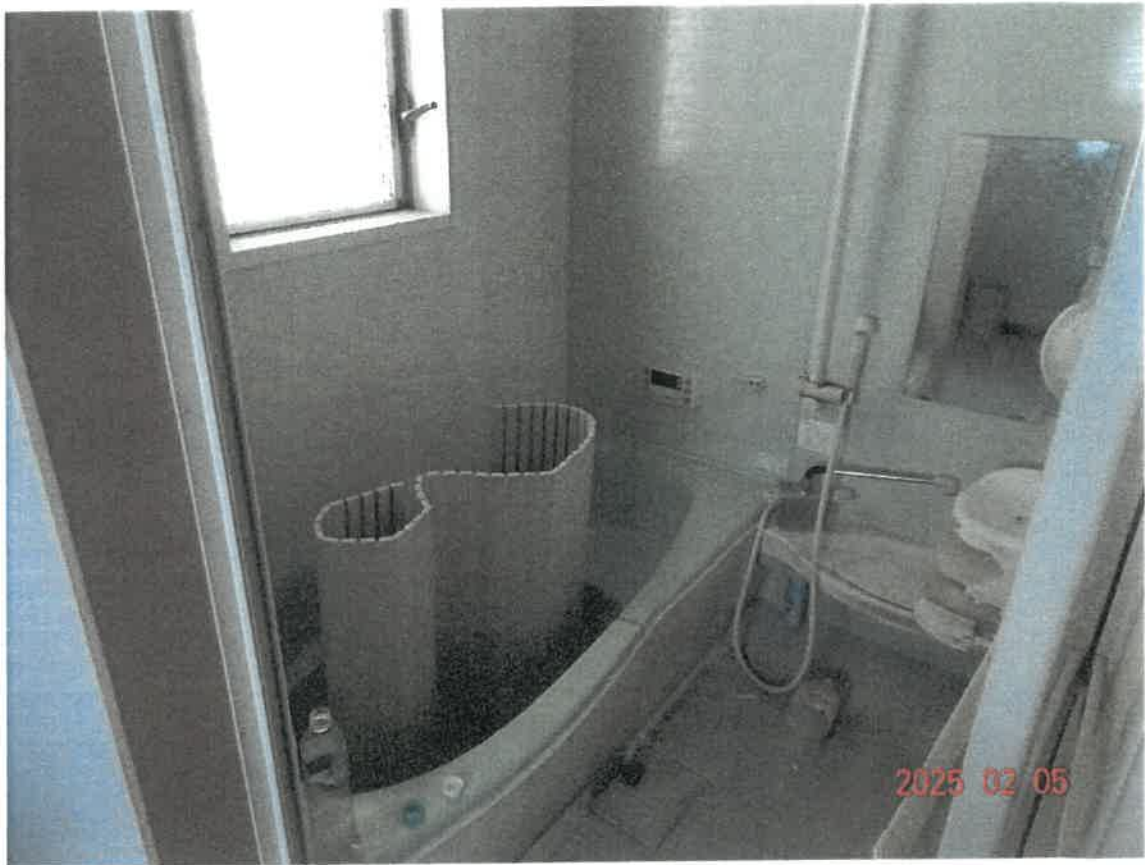


④



(9 枚目)

⑤



⑥



(10 枚目)

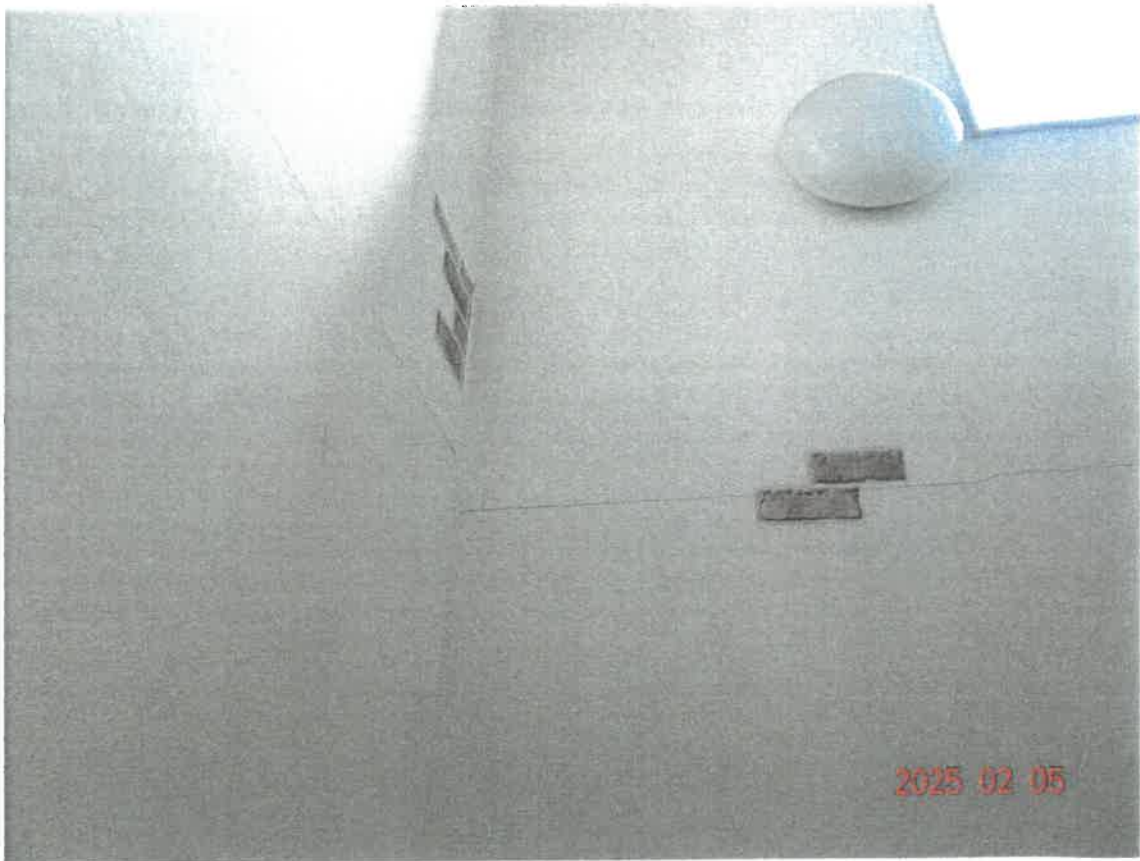
⑦



⑧



⑨壁の亀裂



⑩



⑪



(13 枚目)

令和6年（ケ） 第560号

令和7年2月5日 現地調査

令和7年2月11日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

谷 勝博

第1 評価額

一 括 価 格	
金 12,010,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 80,000円
物件 2	金 2,740,000円
物件 3	金 9,190,000円

- 1 一括価格は、物件1，2，3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1・2	① 現地計測と地積測量図等との照合より、登記数量と現地計測の概測数量は概ね一致した。 ② 目的土地が接面する北西側道路は私道（物件1含む）であるが建築基準法上の道路に該当せず、門真市役所まちづくり部建築指導課聴聞によると、建物再建築等の際には事前協議等の上で建築基準法第43条第2項第2号の許可が必要になるとのことである。詳細は同課に確認されたい。		
3	① 登記数量及び建物図面と現況は概ね一致した。 ② 室内に家具・家電等の動産類が残置されていた。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	京阪本線 古川橋駅 北西方 道路距離 約300m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模戸建住宅・共同住宅が建ち並ぶ住宅地域。将来的にも、現状の住環境を維持していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成工事規制区域、立地適正化計画（居住誘導区域・古川橋駅周辺都市機能誘導区域）、防災街区整備地区計画（古川橋駅北地区）
画地条件	規模	8.94㎡（物件1：道路部分）
		77.96㎡（物件2：宅地部分）
	形状	ほぼ台形
	間口・奥行	間口約4.1m・奥行約11.2～12.4m
	高低差等	高低差無し
接面道路の状況	北西側	幅員約4m私道（建築基準法上の道路ではない）…但し一部は物件1である。
	接道状況	中間画地、等高接面
土地の利用状況等	現況	戸建住宅（物件3）の敷地の用に供されている。
	北東側	空地
	北西側	道路
	南東側	戸建住宅
	南西側	戸建住宅・連棟式住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり（処理区域内）
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地の分筆前土地の閉鎖登記簿からは個人の所有者名、宅地の登記簿地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると現建物建築以前も現況同様の戸建住宅等の敷地として利用されていたものと推定され、土壌汚染の可能性は低いものと思われる。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	① 画地条件、土地の利用状況及び隣地の状況等は、物件2の宅地部分について判定した。 ② 目的土地上にタイヤ・建築資材等が残置されていた。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）平成20年9月27日新築
	経過年数	約16年
	経済的残存耐用年数	約14年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼等
	天 井	ビニールクロス貼等
	床	フローリング・畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	特に無し
床面積（現況）	延 100.44㎡ 増築はなく、登記と現況数量はほぼ同じである。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間取り	4LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	債務者兼所有者が住居（空き家）として使用、占有していた。	
特 記 事 項	① 目視した限りにおいて、アスベスト含有吹付け材等の使用は認められなかった。なお、飛散性・準飛散性アスベスト含有材料の有無及び内容についての詳細は専門業者による調査を要する。 ② 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ③ 室内壁クロス・建具等に落書きやシールが貼られている等の汚損箇所が多数見られた。2～3階へ至る壁に亀裂等の損傷が見られた。その他、室内全体に概ね経年相当の劣化・汚損が見られた。 ④ 建築確認有り。検査済証有り。 ⑤ 玄関ドアの建付が悪くなっているものと思われ、開閉にやや難があった。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	139,000	0.10	8.94	—	124,000
2	139,000	0.99	77.96	0.90	9,655,000
合計					9,779,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 門真（府）-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $161,000\text{円}/\text{㎡} \times 102.6/100 \times 100/101 \times 100/118 = 139,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

接面・方位（北西）	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

街路	接近	環境※	行政	総合（相乗積）
1.00	0.98	1.20	1.00	1.18

※居住環境等の格差を上記のとおりと査定した。

イ 個別格差： 【物件2 宅地部分】

接面・方位（北西）	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	0.98	1.00	0.99

【物件1 道路部分】現況利用状況・宅地への転換困難性等を考慮して0.1と判定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
3	220,000	100.44	0.42	9,281,000

ウ 現価率

経過年数 約16年
 経済的残存耐用年数 約14年
 観察減価 15%
 残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数14年 / (経過年数16年 + 経済的残存耐用年数14年)} × (1 - 0.15)
 = 0.42 (主建物)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
2	9,655,000	0.55	法定地上権	5,310,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ×カ]
1	124,000			0.90	0.70		80,000
2	9,655,000	－ 5,310,000		0.90	0.70		2,740,000
3	9,281,000	＋ 5,310,000	1.00	0.90	0.70	0	9,190,000
一括価格 (合計)							12,010,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

以下の減価要因を考慮して、市場性修正率として0.9を乗じた。

前面道路が建築基準法上の道路ではないことによる建物再建築不可の可能性等(0.9)

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価調査 門真（府）-1

所 在 : 門真市中町528番8外「中町11-47」
価 格 : 161,000円／m²
位 置 : 京阪本線 古川橋駅 北西方 約450m
価格時点 : 令和6年7月1日
地 積 : 108m²
供給処理施設 : ガス・水道・下水
接面街路 : 北西4m私道
用途指定等 : 第2種住居地域（建ぺい率60％、容積率200％）、準防火地域
地域の概要 : 小規模一般住宅のほかにマンション等も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 0円（非課税）
物件2 : 6,474,500円
物件3 : 4,816,573円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

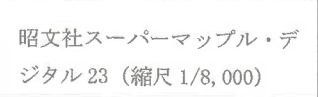
以 上

物 件 目 録

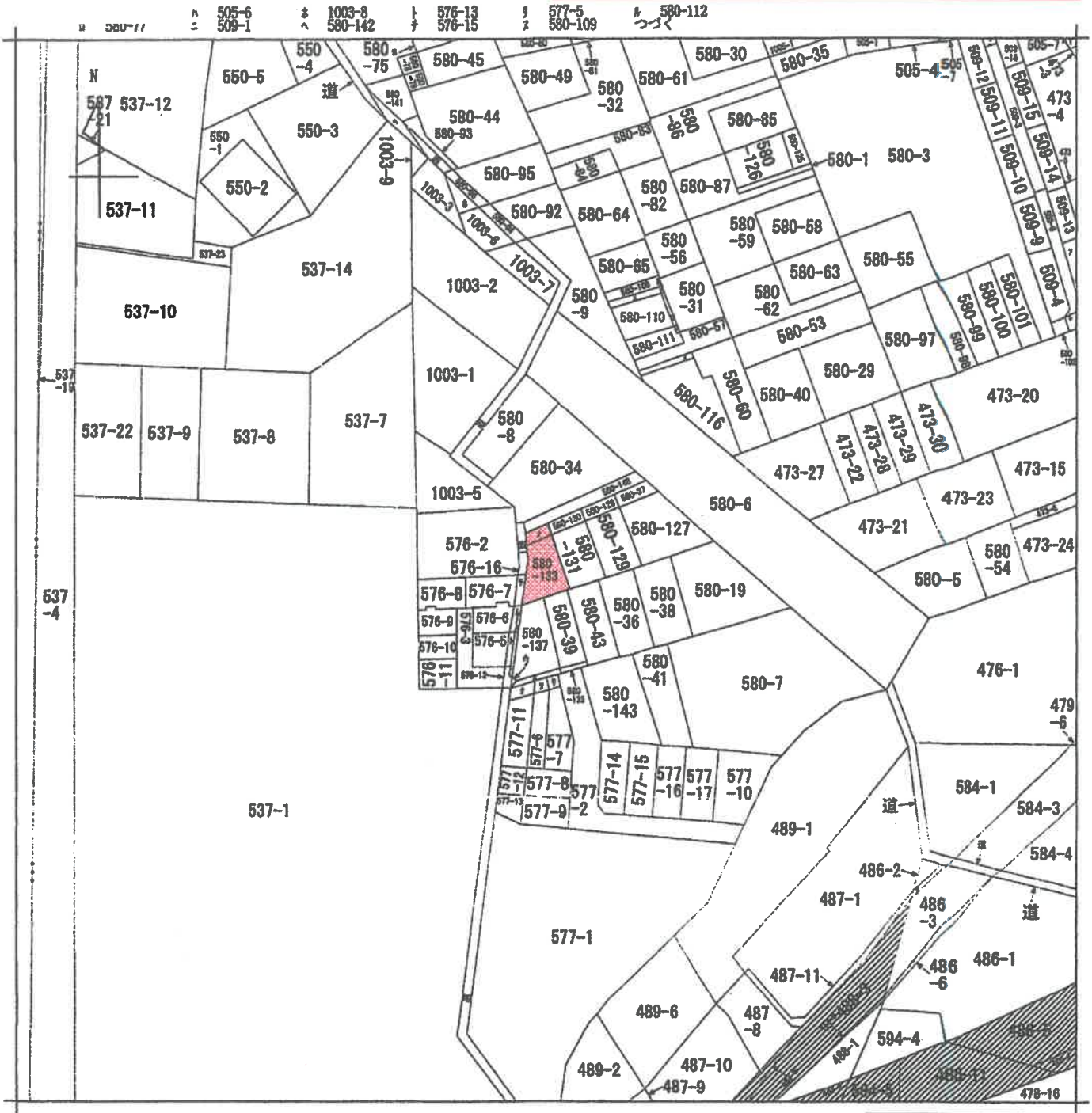
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580番132 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 8.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市幸福町 |
| | 地 番 | 580番133 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 77.96平方メートル |
| 3 | 所 在 | 門真市幸福町580番地133 |
| | 家屋 番号 | 580番133 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 29.16平方メートル
2階 38.88平方メートル
3階 32.40平方メートル |



位置图



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の図略を記載した図面です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出
幸福町

請求部	所在	門真市幸福町			地番	580番133		
出力縮	縮尺不明	精度	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月3日

大阪法務局守口出張所

地図整理番号：M16050

登記官

ヲ 580-113
ヲ 580-114
ヲ 580-115
ヨ 580-117
ク 486-7
レ 508-2
ゾ 508-5
ヲ 577-4
ハ 580-138
ナ 577-3
ヲ 578-4
ハ 578-14
ハ 580-136
ノ 580-132

登記年月日：平成19年5月23日

令和6年12月3日 大阪港務局守口出張所

登記官

1390212

地積測量図 (2-1)

地番 1390212-580-37、
-127~133

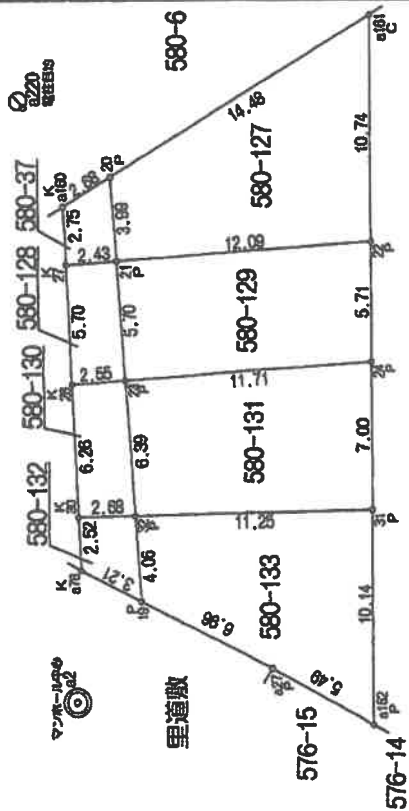
土地の所在 門真市幸福町

前580-37 後580-37・580-127~580-133
新580-37・580-127~580-133

19.5.23

引張点表

基準点名	X座標	Y座標	マンホール中心
a2	86.497	81.273	マンホール中心
a220	103.317	104.009	マンホール中心
測点名	X座標	Y座標	距離
a76	89.560	86.717	6.246
a160	99.290	100.950	22.036
			23.470
			5.057



境界線の種類
P: フレート
K: 金剛鉄
C: コンクリート杭

作成者

19年5月22日作成



申請人

縮尺

1/250

(大阪土地家屋調査士会)

登記年月日：平成19年5月23日

令和6年12月3日 大阪法務局守口出張所 登記官

- 13 -

1390213

地積測量図 (2-2)

地番 580-37, -127~-133

土地の所在 門真市幸福町

座標求積表

地番 580-130				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
30		90.983	88.789	22
32		88.719	90.245	23
23		92.440	85.452	28
28		94.517	93.988	30
		倍面積		33.148883
		面積		16.5748415
		地積		16.57

地番 580-131				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
23		92.440	85.452	32
32		88.719	90.245	31
31		78.238	86.302	24
24		82.913	102.251	23
		倍面積		153.700132
		面積		76.8500680
		地積		76.85

地番 580-132				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
30		90.983	88.789	a78
a78		88.500	86.717	19
19		86.357	86.940	32
32		88.719	90.245	30
		倍面積		17.883947
		面積		8.9419735
		地積		8.94

地番 580-133				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
32		88.719	90.245	19
19		86.357	86.940	a27
a27		78.409	87.427	a182
a182		73.916	87.670	31
31		78.238	96.302	32
		倍面積		155.930384
		面積		77.9651920
		地積		77.96

合計 381.008855

地番 580-37				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
27		97.734	98.675	21
21		95.754	100.080	20
20		98.080	103.344	a160
a160		99.290	100.850	27
		倍面積		16.212024
		面積		8.1060120
		地積		8.10

地番 580-127				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
21		95.754	100.080	22
22		85.912	107.124	a161
a161		91.552	116.270	20
20		98.080	103.344	21
		倍面積		180.884680
		面積		90.4873400
		地積		90.48

地番 580-128				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
27		97.734	98.675	28
28		94.517	83.988	23
23		92.440	85.452	21
21		95.754	100.080	27
		倍面積		28.423017
		面積		14.2115085
		地積		14.21

地番 580-129				
No.	座標	Xn	Yn	点図No
21		95.754	100.080	23
23		92.440	85.452	24
24		82.913	102.261	22
22		85.912	107.124	21
		倍面積		135.107884
		面積		67.5539320
		地積		67.55

作成者

申請人

縮尺 1/

(大阪土地家屋調査士会)

平成19年5月22日(作成)

地図整理番号：H16051

(2/2)

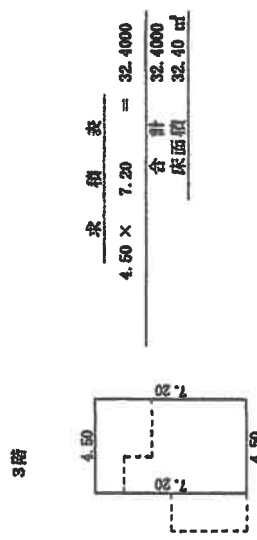
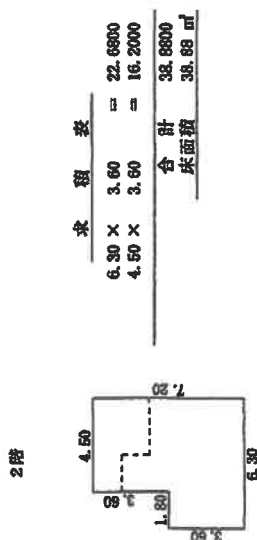
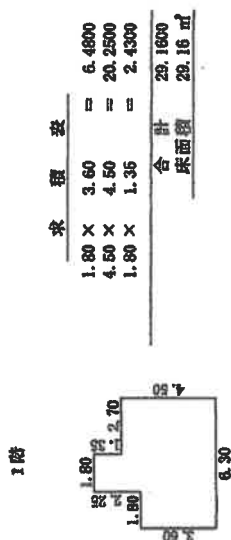
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

圖面
圖面
平面
階平
各階
建物
圖面

580番133

明真市幸福町580番地133

各階平面図



里道致

580-132

580-131

576-14

580-39 580-43

作爲

野史 21 年 5 月 12 日 (作)



申請人

1/250

幅	尺	$1/500$
---	---	---------

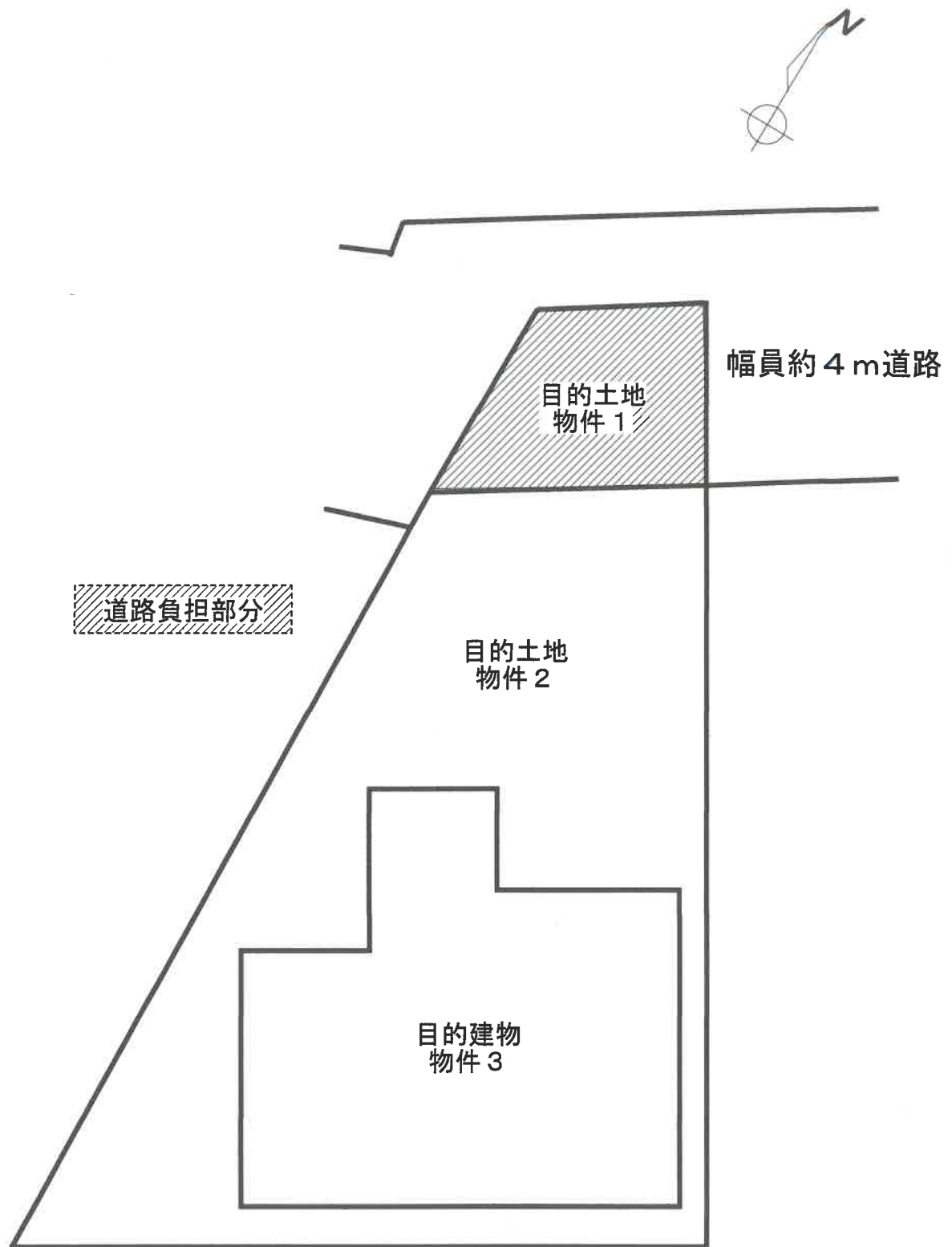
【大阪土炮家園調查士會】

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月3日 大阪法務局守口出張所

大阪法務局守口出張所

登記官

土地建物位置関係図



間取略図

